

野洲市青少年育成市民会議表彰要領の運用規程指針

1 表彰基準

(1) 青少年健全育成功労者および青少年指導者について

- 市民会議本部役員および部会員（常任委員）に在任する者に対し、自治会や青少年育成団体等より推薦書が提出され、表彰基準に該当する場合は表彰の対象者とする。
- ただし、その推薦の内容が市民会議の事業以外での活動であることとし、市民会議の事業活動の範囲である場合には、表彰の対象者としない。

(2) 感謝状贈呈対象者について

- 市民会議の本部役員および部会員は、在任期間により、退任時に感謝状を贈呈する。
- 在任期間は、本部役員 5 年以上、部会員 10 年以上とするが、本部役員期間が 5 年を超えない場合は、部会員の期間を合算して 10 年以上とする。
- 過去に表彰を受賞した人も感謝状を受賞できる。

(3) 表彰の対象となる体育活動の業績の範囲について

- スポーツ等における表彰基準は、全国レベルでの優勝とする。

2 欠格条件

- 市民会議表彰は一個人に 1 回しか受けられない。
- 感謝状は市民会議の事業推進に尽力された方に対する会からの謝意であるので、欠格条件には当てはまらない。

3 その他

- 市民会議における年間表彰数は、「野洲市青少年育成市民会議表彰要領の運用規程」の第 1 項(1)(2)(3)のそれぞれについておおむね 3 人（団体）以内とするが、感謝状についてはこの限りでない。

平成 21 年 11 月 19 日 本部役員会

改正 令和 6 年(2024 年) 1 月 22 日 本部役員会